

第 1条（目的）

この規程は、しずおか優良木材供給センターと、工務店・建築士・プレカット工場等が、連携を強化し、しずおか優良木材製品の需要拡大を図るため、しずおか優良木材供給センター協力工務店（協力建築士）（協力プレカット工場）「以下『協力工務店等』という」になるために必要な条件や営業活動についての規程を設ける。

第 2条（名称）

しずおか優良木材協力工務店等という。

第 3条（申請資格）

協力工務店等の申請については、静岡県内に事務所を置き、しずおか優良木材供給センター認定工場を利用し、2棟以上のしずおか優良木材の家（優良木材を50%以上使用）を設計・加工・建築した実績があり、認定工場の推薦を受け、しずおか優良木材供給センターが主催する工務店等研修会に参加し、研修を終了した者とする。

第 4条（認定及び認定書の交付・有効期限）

この協力工務店等としての認定を受けるには、第3条の資格を有する者が、認定申請書（様式1）に必要事項を記載のうえ事務局へ提出する。
事務局は、申請書の内容が適切であるときは、しずおか優良木材供給センター会長名で認定書を発行する。認定書の有効期限は3年とし、再認定については、再認定申請書（様式2）に必要事項を記載のうえ事務局へ提出する。

第 5条（事務局）

この規程に関する事務は、しずおか優良木材供給センター事務局が行なう。

第 6条（事業活動に関する事項）

しずおか優良木材供給センターの営業活動等への支援については、次のとおりとする。

- ① 事務所等の看板及びPR用のチラシ、パンフレットに協力工務店等の名称の記載を許可する。
- ② しずおか優良木材供給センターの発行するパンフレットを無償提供する。また、協力工務店等が共同でパンフレット作成をする場合の支援をする。
- ③ しずおか優良木材供給センターが、主催する県産材の家づくりセミナーへ参加し営業活動を行なうことができる。また、協力工務店等が企画するセミナーや見学会を支援する。
- ④ 静岡県環境森林部林業振興室のホームページ「しずおか木使いネット」へ協力工務店等の申請により、協力工務店等の建設した家の紹介・見学会・セミナーの案内等の掲載ができる。

第 7条（負担金）

しずおか優良木材供給センターは、前条に掲げる事業の内、共同での事業を実施する場合には、協力工務店等より負担金を徴収することができる。

2前項の特別の事業の内容及び負担金の額、徴収の方法時期その他必要な事項は供給センター協議会において定める。

第 8条（その他）

本規程に定めのない事項は、しずおか優良木供給センターの開催する協議会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年10月 2日から施行する。

改 定 平成22年 2月12日

(様式1)

しずおか優良木材供給センター協力工務店等認定申請書

平成 年 月 日

しずおか優良木材供給センター会長 様

しずおか優良木材供給センター協力工務店（協力建築士）（協力プレカット工場）として認定して頂きたい、認定規程4条に基づき申請します。

記

申請者	住所	〒
	会社名	
	代表者	Ⓔ
	電話番号	
	優良木材の家建築実績	棟
推薦者 認定工場名	住所	〒
	会社名	
	代表者	Ⓔ
	電話番号	

(様式2)

しずおか優良木材供給センター協力工務店等再認定申請書

平成 年 月 日

しずおか優良木材供給センター会長 様

しずおか優良木材供給センター協力工務店（協力建築士）（協力プレカット工場）として認定して頂きたい、認定規程4条に基づき申請します。

記

申請者	住所	〒
	会社名	
	代表者	⑩
	電話番号	
推薦者 認定工場名	住所	〒
	会社名	
	代表者	⑩
	電話番号	